

清水区役所蒲原支所

手続きサポート窓口へお越しください



蒲原支所でも一部のお手続きが可能です
詳しくはチェックリストをご覧ください

場 所 蒲原支所1階

開 所 日 月曜～金曜（土日祝除く）

開所時間 午前8時30分～午後5時15分

所要時間 1時間程度



午前9時～11時、午後1時～4時 の来庁にご協力をお願いします
上記以外の時間帯は、待ち時間が長くなることや、当日中に手続きが終わらない場合があります

必ずご持参いただくもの

お越しいただく方の本人確認書類

どちらか [写真付き(1点)： 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート 等
写真なし(2点)： 国民健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳 等

そのほかに必要な持ち物

市外局番(054)

金融機関の口座が確認できるもの

相続人代表者・喪主(同じ場合は1点)

ご葬儀の領収書・訃報・会葬礼状 のいずれか1点

国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書

※亡くなられた方が世帯主だった場合で、
国民健康保険加入者が同じ世帯にいる場合は

加入者全員の資格確認書

税・保険年金係
(保険)
385-7780

※交付を受けられた方のみ

限度額適用認定証、特定疾病療養受療証

年金証書・年金手帳 等 基礎年金番号がわかるもの

介護保険被保険者証

身体障害者手帳、療育手帳、
 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、
重度心身障害者医療費助成金受給者証

福祉係
385-7790

上記以外で、市(区)役所から交付された証書 等
(詳しくは、1～8ページをご覧ください)

*ご質問は、各担当係へお問い合わせください

電子申請が可能な手続き一覧

紙の記入が不要で、スマートフォンからいつでも提出できます

亡くなられた方に当てはまる場合は 電子申請ができます		申請の名称	電子申請	一覧表 ページ
子育て	児童手当の受給資格者	⇒ ●未支払の児童手当等の請求 ●児童手当の認定請求書	 ▲ 児童手当を検索	4ページ
市税	市・県民税の納税義務者	⇒ ●相続人代表者指定届		5ページ
	固定資産(土地・建物)の所有者	⇒ ●相続人代表者指定(変更)届 ●固定資産現所有者申告書		
飼犬	マイクロチップが装着された犬の飼い主として登録している者	⇒ ●所有者の変更登録 電子申請の場合:手数料400円/件 (紙申請の場合:手数料1,400円/件)		7ページ

<<おくやみ手続きチェックリスト>>

下記のチェックリストを利用して、必要なお手続きや持ち物のご確認にご利用ください。
 手続きの概要や方法は、該当ページをご参照ください。

(事務処理欄) 受付日:

No.

課名:

受付者:

亡くなられた方の氏名と年齢【 (満 歳)】

**亡くなられた方に当てはまるものに
 チェック (し点) をしてください。**

			清水庁舎 でできる 手続き	蒲原庁舎 でできる 手続き	手続きを する課	一覧表 ページ	処理 確認
届・ 火葬	死亡届	<input type="checkbox"/>					
	斎場の火葬予約	<input type="checkbox"/>	○	○	清水庁舎 1 階 戸籍住民課	1ページ	
	戸籍の請求 (届出から 1~2 週間後)	<input type="checkbox"/>					
医療保 険	国民健康保険の被保険者または被保険者がいる 世帯主でしたか	<input type="checkbox"/>	○	○	清水庁舎 1 階 保険年金課	2ページ	
	後期高齢者医療保険の被保険者でしたか	<input type="checkbox"/>	○	○			
年金	国民年金のみに加入していましたか ※厚生・共済年金に一度でも加入した場合の手続きは年 金事務所になります。	<input type="checkbox"/>	○	○			
介護	介護保険被保険者証をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>	○	○	清水庁舎 1 階 高齢介護課	1ページ	
市税	市・県民税を納付していましたか	<input type="checkbox"/>	○	○	清水庁舎 2 階 清水市税事務所 市民税係	5ページ	
	125cc 以下のバイクをお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>					
	市内に固定資産 (土地・建物) をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>	○	○	清水庁舎 2 階 清水市税事務所 土地係 家屋係		
	市税の口座振替の指定口座名義人でしたか	<input type="checkbox"/>	○	○	清水庁舎 2 階 清水市税事務所 納税係		
障が い	身体障害者手帳をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>	○	○	清水庁舎 1 階 障害者支援課 支援係	3ページ	
	療育手帳をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>					
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>	○	○	清水庁舎 1 階 障害者支援課 給付係		
	自立支援医療 (精神通院) を利用していましたか	<input type="checkbox"/>					
	重度心身障害者医療費助成金受給者証をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>	○	○	清水庁舎 1 階 障害者支援課 支援係		
	特別児童扶養手当などの各種手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/>					
	心身障害者扶養共済制度加入していましたか	<input type="checkbox"/>					
障害者福祉サービスを受けていましたか	<input type="checkbox"/>	○	○	清水庁舎 1 階 障害者支援課 給付係			
水道	水道、下水道の使用名義人でしたか	<input type="checkbox"/>	○	×	清水庁舎 6 階 水道事務所	7ページ	
	井戸水を公共下水道に排水している世帯でしたか	<input type="checkbox"/>					

※次頁に続く

亡くなられた方に当てはまるものに チェック(し点)をしてください。			清水庁舎 でできる 手続き	蒲原庁舎 でできる 手続き	手続きを する課	一覧表 ページ	処理 確認
子育て	児童手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/>	○	○	清水庁舎3階 子育て支援課 給付係	4ページ	
	20歳未満の児童の親でしたか	<input type="checkbox"/>					
	子ども医療費受給者証の対象児童でしたか	<input type="checkbox"/>					
	児童扶養手当の受給資格者(対象児童)でしたか	<input type="checkbox"/>					
	ひとり親家庭等医療費助成金の 受給者(対象児童)でしたか	<input type="checkbox"/>					
	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の 借受人等でしたか	<input type="checkbox"/>					○
こども園、保育園、幼稚園等に通園していた 児童(父母及び同居家族)でしたか	<input type="checkbox"/>	○	○	清水庁舎3階 子育て支援課 入園係			
保健所	被爆者健康手帳を持っていましたか	<input type="checkbox"/>	○	×	清水庁舎3階 保健所清水支所	6ページ	
	特定医療(指定難病)受給者でしたか	<input type="checkbox"/>					
	小児慢性特定疾病医療受給者でしたか	<input type="checkbox"/>					
	自立支援医療(育成医療)受給者でしたか	<input type="checkbox"/>					
	養育医療受給者でしたか	<input type="checkbox"/>					
住宅	市営住宅にお住まいでしたか	<input type="checkbox"/>	○	×	清水庁舎3階 静岡市まちづくり公 社	7ページ	
飼犬	犬を飼っていましたか	<input type="checkbox"/>	○	○	清水庁舎2階 動物愛護センター	7ページ	
その他	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく 特別弔慰金等を受給していましたか	<input type="checkbox"/>	○	×	清水庁舎4階 地域総務課 区民生活係 ※相続に関する相談は 市民相談室まで	6ページ	
	戦傷病者手帳を持っていましたか	<input type="checkbox"/>					
	清水大平山霊園の利用者でしたか	<input type="checkbox"/>					
図書	図書館カードを持っていましたか	<input type="checkbox"/>	×	×	市立図書館各館	8ページ	
静岡庁舎他	し尿くみ取りをしていましたか	<input type="checkbox"/>	×	×	静岡庁舎新館13階 廃棄物対策課	8ページ	
	愛宕、沓谷、沼上霊園の利用者(名義人)でしたか	<input type="checkbox"/>	×	×	静岡庁舎新館15階 戸籍管理課	8ページ	
	市営納骨堂の利用者でしたか	<input type="checkbox"/>					
	森林の土地の所有者でしたか	<input type="checkbox"/>	×	×	静岡庁舎新館13階 森林経営管理課	8ページ	
	森林の土地の相続がありますか	<input type="checkbox"/>					
	農業者年金の受給者でしたか	<input type="checkbox"/>	×	×	葵消防署6階 農業委員会事務局	8ページ	
	農地の相続がありますか	<input type="checkbox"/>					

※この手続表が必要な手続全てを網羅しているわけではありません。

☆は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など (下線は持参するもの)
<p>1階 戸籍住民課 054-354-2126</p> <p>(蒲原支所) ☆戸籍住民係 054-385-7760</p>	<p>10番窓口</p>	<p>死亡届と火葬予約</p> <p>(お葬式等を葬祭業者に依頼している時は、死亡届と火葬予約について葬祭業者に確認してください。)</p>	<p>【死亡届、斎場の火葬予約】</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡の事実を知った日を含めて7日以内に届出をしてください。(国外で死亡の時は3ヶ月以内) 火葬許可証、斎場利用許可証、霊柩自動車利用許可証(利用される方のみ)を交付します。(斎場使用料、霊柩自動車使用料がかかります。) 静岡斎場、清水斎場、庵原斎場のいずれの斎場も利用できます。 <p>・時間外や休日に提出する場合は、1階の警備員室に届け出てください。</p> <p>・市外で死亡届出をし、静岡市で火葬を希望する場合や、他市で火葬を希望する場合などは、戸籍住民課へお問合せください。</p> <p>・亡くなった方の配偶者が外国籍の場合には、別途地方出入国在留管理局へ届出の必要がある場合がありますのでご確認ください。(名古屋出入国在留管理局静岡出張所 054-653-5571)</p> <p>【戸籍の請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸籍については、死亡届受理後、1~2週間程度で証明請求できます。 <p>(運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。亡くなった方の配偶者や直系血族以外の方が請求するときは電話で持ち物等をご確認ください。)</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証、マイナンバーカードは死亡により使用できなくなります。
<p>1階 高齢介護課</p> <p>(蒲原出張所) ☆福祉係 054-385-7790</p>	<p>高齢者福祉係</p>	<p>外国人高齢者福祉手当(昭和7年4月1日以前に生まれ住民登録された方で、かつ所得要件等あり)を受けている方が死亡した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 手続きが必要ですので高齢者福祉課(静岡庁舎)へご連絡ください。 <p>問合せ先 【高齢者福祉課 高齢者支援係 054-221-1201】</p>
	<p>介護保険係</p>	<p>介護保険被保険者証を持っている方が死亡した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険被保険者証の返却に加え、負担割合証等を持っている方は介護保険係窓口へ返却してください。 <p>※介護保険料の収納状況、給付サービスの利用状況によっては、 ○通帳(相続人代表者の金融機関の口座が確認できるもの。)</p>

☆は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など (下線は持参するもの)
1階 保険年金課 国民健康保険 054-354-2141 国民年金 054-354-2134 後期高齢者医療 054-354-2208 (蒲原支所) ☆税・保険 年金係 054-385-7780	7番窓口	国民健康保険に加入している方が死亡した場合	<p>◎<葬祭費支給申請></p> <ul style="list-style-type: none"> 葬祭執行者(喪主)が7番窓口で申請してください。(代理人でも可) <p>持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡者の「国民健康保険資格確認書」等 (お持ちの方は「<u>限度額適用・標準負担額減額認定証</u>」、「<u>限度額適用認定証</u>」、「<u>特定疾病療養受療証</u>」) 葬儀代の領収書、訃報、会葬礼状のいずれか1点 葬祭執行者(喪主)の金融機関の通帳またはキャッシュカード (金融機関の口座が確認できるもの)
		国民健康保険に加入している世帯の世帯主が死亡した場合	<p>◎<相続人代表者届></p> <ul style="list-style-type: none"> 相続人代表者または親族が7番窓口へ届け出てください。 世帯主が国民健康保険に加入していない場合も相続人代表者届の手続きをしてください。 <p>持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出人の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど) 相続人代表者の認印(スタンプ印不可) 相続人代表者の通帳またはキャッシュカード(金融機関の口座が確認できるもの) (○全部事項証明等、○相続関係の確認できる書類) 加入者全員の「国民健康保険資格確認書」等 (同一世帯に加入者がいる場合、世帯主を変更します。) (お持ちの方は「<u>限度額適用・標準負担額減額認定証</u>」、「<u>限度額適用認定証</u>」) <p>※マイナンバーの記載を求める場合があります。</p>
	「国民年金の受給者」および「国民年金の加入者」が死亡した場合	<p>・加入、受給していた年金の種類によって年金事務所で届出を行っていただく場合があります。</p> <p>・<u>基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、年金証書または年金機構から送付された葉書等)</u>をご持参ください。</p> <p>・基礎年金番号がわからない場合、ご自身で直接年金事務所へお問合せいただく場合があります。</p>	<p>静岡年金事務所 054-203-3707 (代表)</p> <p>清水年金事務所 054-353-2233 (代表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>農業者年金 →8ページもご覧ください。</p> </div>
	9番窓口	後期高齢者医療制度の加入者が死亡した場合	<p>◎<葬祭費支給申請></p> <ul style="list-style-type: none"> 葬祭執行者(喪主)が9番窓口で申請してください(代理人でも可) <p>持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡者の「<u>後期高齢者医療被保険者証または後期高齢者医療資格確認書</u>」 (お持ちの方は、「<u>限度額適用・標準負担額減額認定証</u>」、「<u>限度額適用認定証</u>」、「<u>特定疾病療養受療証</u>」) 葬祭執行者(喪主)の通帳またはキャッシュカード(金融機関の口座が確認できるもの) 葬祭執行者のわかるもの(会葬礼状、訃報等) <p>◎<相続人代表者届></p> <ul style="list-style-type: none"> 相続人代表者または親族が9番窓口へ届け出てください。 <p>持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出人の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど) 「<u>後期高齢者医療被保険者証または後期高齢者医療資格確認書</u>」 相続人代表者の認印(スタンプ印不可) 相続人代表者の通帳またはキャッシュカード(金融機関の口座が確認できるもの)

☆は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など (下線は持参するもの)
1階 障害者支援課 (蒲原出張所) ☆福祉係 054-385-7790		身体障害者手帳の所持者が死亡した場合	・家族または親族が手続きをしてください。 持ち物 ○身体障害者手帳 ○タクシー券、○紙おむつ券、○未使用の日常生活用具費助成券 ○未使用の補装具費支給券(身体障害者手帳以外は支給を受けている場合に限る)
		療育手帳の所持者が死亡した場合	・家族または親族が手続きをしてください。 持ち物 ○療育手帳 ○タクシー券、○紙おむつ券、○未使用の日常生活用具費助成券 ○未使用の補装具費支給券(療育手帳以外は支給を受けている場合に限る)
		精神障害者保健福祉手帳所持者が死亡した場合	・家族または親族が手続きをしてください。 持ち物 ○精神障害者保健福祉手帳
		・特別児童扶養手当 ・重度心身障害児扶養手当の受給者が死亡した場合	・家族または親族が手続きをしてください。 持ち物 ○対象児童の口座がわかるもの ○対象児童の今後の扶養者の口座がわかるもの
		・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当の受給者が死亡した場合	・家族または親族が手続きをしてください。 持ち物 ○受給者と同一世帯の相続人の口座がわかるもの
		心身障害者扶養共済制度に加入している方が死亡した場合	・家族または親族が届け出て手続きをしてください。 持ち物 ○加入証書 ※その他、ご家族ごとに持ち物が異なりますので、あらかじめ支援係(354-2122)にお問い合わせください。
		自立支援医療(更生医療・精神通院)受給者が死亡した場合	・家族または親族が手続きをしてください。 持ち物 ○自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院) ○届出人の身元を確認できるもの(窓口で提示していただきます。)
		重度心身障害者医療費助成金受給者証を持っている方が死亡した場合	・家族または親族が手続きをしてください。 持ち物 ○受給者証、○相続人の口座のわかるもの、 ○相続人の戸籍謄本コピー(相続人と亡くなった方が別居又は世帯分離している場合) ○亡くなった方の戸籍謄本コピー (亡くなった方の兄弟等が相続人となる場合)
障害福祉サービス受給者が死亡した場合	・家族または親族が手続きをしてください。 持ち物 ○障害福祉サービス受給者証(施設入所の障害児分は除く)		

☆は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など (下線は持参するもの)
<p>3階 子育て支援課 (蒲原出張所) ☆福祉係 054-385-7790</p>	<p>給付係</p>	<p>児童手当の受給資格者が死亡した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子の親等(子の新しい監護養育者)が届け出てください。 ・届出期間: 死亡日の翌日から15日以内、もしくは死亡日の属する月内 <p>持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>高校生以下の子のうち最年長の子名義の普通預金口座番号と口座名義がわかるもの(通帳など)</u>、 ○<u>新しい監護養育者名義の普通預金口座番号と口座名義がわかるもの(通帳など)</u>、 ○<u>新しい監護養育者の加入医療保険情報が分かるもの(コピー可)</u> ○<u>窓口に来る方の身元確認書類(運転免許証等)</u>、 ○<u>新しい監護養育者の個人番号がわかる書類</u> ○<u>別居の児童及び算定対象となる児童の兄弟(18歳以上22歳以下)の個人番号がわかる書類</u> <p>※上記のものなくても申請はできますので、まずは給付係(054-354-2120)へご相談ください。</p>
		<p>子ども医療費受給者証の対象児童が死亡した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども医療費受給者証」を返却してください。(郵送可・代理人可) ※受給者証の返却のみ。届出は必要ありません。
		<p>児童扶養手当の受給資格者及び対象児童が死亡した場合</p>	
		<p>ひとり親家庭等医療費助成金の受給者及び対象児童が死亡した場合</p>	<p>※詳しくは 子育て支援課 給付係(054-354-2120)へお問合せください。</p>
		<p>20歳未満の児童の親が死亡した場合</p>	
	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉資金の借受人、連帯借受人及び連帯保証人が死亡した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・借受人、連帯借受人及び連帯保証人又は親族が届け出てください。 <p>※蒲原出張所取扱い不可</p>	
<p>入園係</p>	<p>こども園・保育園・幼稚園等に通園(申込)している児童・父母及び同居家族が死亡した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が届け出てください。 <p>(園児が死亡した場合は退園届を、父母及び同居家族が死亡した場合は変更届を提出していただきます。)</p> <p>(支給認定証の記載内容に変更が生じる場合には、お手元の支給認定証をご返却ください。)</p>	

☆は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など (下線は持参するもの)
2階 清水市税 事務所 (蒲原支所) ☆税・保険 年金係 054-385-7770	市民税係	原動機付自転車(125ccまで)の所有者が死亡し、静岡市内の他の方に譲る場合(名義変更)	持ち物 ○ナンバープレート ○標識交付証明書 ○ <u>窓口に来る方の顔写真付き身分証明書(運転免許証など)</u> 問合せ先 市民税係(証明・原付) 054-354-2071
		原動機付自転車(125ccまで)の所有者が死亡し、廃棄処分または静岡市外の他の方に譲る場合(廃車)	持ち物 ○ナンバープレート ○標識交付証明書 ○ <u>窓口に来る方の顔写真付き身分証明書(運転免許証など)</u> 問合せ先 市民税係(証明・原付) 054-354-2071
		原動機付自転車(125ccまで)以外の問合せについては下記にお願いします。 バイク(125cc超~)と普通自動車 静岡運輸支局登録・検査担当 (050-5540-2050) 軽三輪・軽四輪車(660ccまで) 軽自動車検査協会静岡事務所 (050-3816-1776)	
	納税係	市・県民税の納税義務者が死亡した場合(徴収方法が特別徴収・年金特別徴収の場合)	・相続人代表者指定届を提出していただきます。 ・市民税係(054-354-2072)にお問合せください。 持ち物 ○納税通知書(ない場合は亡くなった方の氏名、生年月日、住所がわかるもの)
	土地係・家屋係	市税の口座振替の指定口座名義人が死亡した場合 固定資産(土地・家屋)の所有者が死亡した場合	・納税係にお問合せください。 054-354-2092 持ち物 ○納税通知書 ・ <u>相続人代表者指定(変更)届、固定資産現所有者申告書</u> を提出していただきます。 ・土地・家屋係にお問合せください。 土地係(054-354-2080) 家屋係(054-354-2082) 持ち物 ○納税通知書 ・上記現所有者に関する申告に基づいた課税は、相続登記が完了するまでの間の暫定的な取扱いとなります。相続登記の申請が義務化されていますので、早期に相続登記の手続き(静岡地方法務局)をお願い致します。詳しくは下記に直接お問合せください。 静岡県司法書士会 (054-289-3704 電話無料相談 月~金 14:00~16:00) 静岡地方法務局 清水出張所 (054-351-4481 音声ガイダンス2番) 静岡県土地家屋調査士会 (054-282-0910 土地の境界問題の相談無料・予約制)

☆は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など (下線は持参するもの)
4階 清水区役所 地域総務課 054-354-2361	区民生活係	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の申請者が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> 親族が手続きをしてください。亡くなられた時期により手続きが異なります。清水区地域総務課（電話：054-354-2361）まで連絡してください。
		戦傷病者手帳を持っている方が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> 親族等の届出義務者は、戦傷病者手帳を速やかに返還してください。 持ち物 ○戦傷病者手帳 ○届出者の本人確認書類
		清水大平山霊園の利用者（名義人）が死亡した場合（墓地利用権承継申請）	<ul style="list-style-type: none"> 清水区役所地域総務課へお越しください。市営墓地利用権承継申請書をお渡しします。（遺族の中で、当該墓地を中心となって祀っていくべき立場の方が届け出てください） 後日、次のものを提出または郵送していただきます。 ○市営墓地利用権承継申請書 ○市営墓地利用許可証 ○火葬埋葬許可書 ○承継者の世帯全員の住民票・戸籍謄本 ○名義人の死亡が確認できる戸籍謄本又は除籍謄本（埋葬許可書がある場合は不要） ○必要に応じて承継者と名義人との関係がわかる戸籍や同意書等
3階 保健所 清水支所 054-354-2153	疾病対策係	被爆者健康手帳を持っている人が死亡した場合（葬祭料の申請）	<ul style="list-style-type: none"> 担当に問合せのうえ、家族または葬祭執行者が申請してください。 持ち物 ○被爆者健康手帳、○死亡診断書又は死体検案書 ○葬祭を行ったことが判断できる書類（葬儀の案内等） ○申請者の振込金融機関の口座番号のわかるもの ○被爆者が手当を受けている場合は手当証書等
		特定医療（指定難病）受給者が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> 家族が特定医療（指定難病）受給者証を返還。郵送可。（受給者証の左上に死亡日を記入）
		小児慢性特定疾病医療受給者が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> 家族が小児慢性特定疾病医療費医療受給者証を返還。郵送可。
		自立支援医療（育成医療）受給者が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> 家族が自立支援医療受給者証（育成医療）を返還。郵送可。
養育医療受給者が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> 家族が養育医療券を返還。郵送可。 		

☆は蒲原市民センターにおける担当窓口

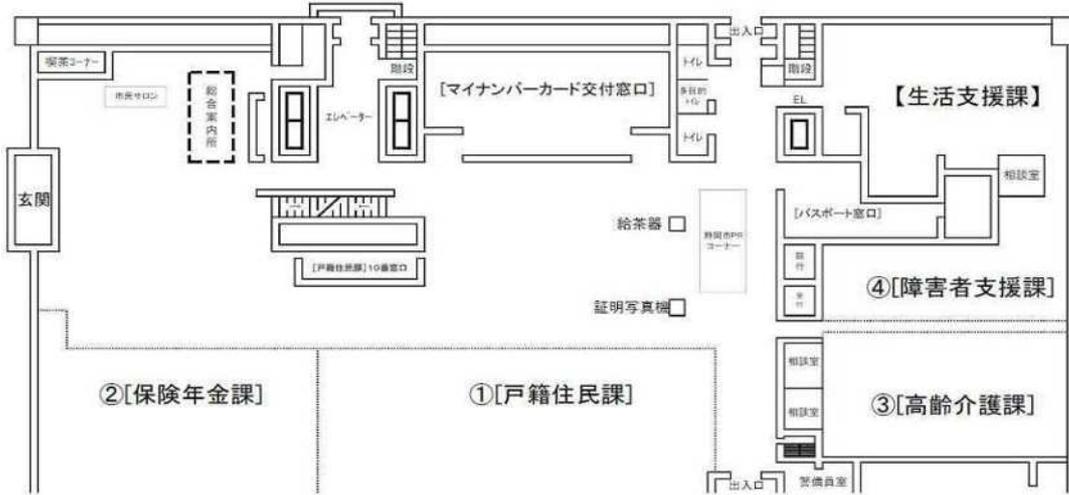
申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など (下線は持参するもの)
2階 静岡市 まちづくり 公社 市営住宅 054-354-2238		市営住宅の名義人が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・2階静岡市まちづくり公社へお問合せください。
		同居人が死亡した場合	<p>以下の持参物を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○死亡の確認ができる世帯全員が記載された住民票(続柄・本籍記載) ○異動届(用紙は2階静岡市まちづくり公社にあります。)
6階 水道事務所 (水道・ 下水道)		<p>死亡により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道、下水道をご使用しなくなったとき ・名義変更をするとき ・井戸水をご使用で公共下水道に排水している世帯に人数の変更があるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族又は親族が届け出てください。 ・電話にてご連絡ください。 連絡先 【上下水道お客様サービスセンター電話 054-251-1132】 受付時間 月曜～金曜(祝日・12/29～1/3を除く)午前8時30分～午後7時 ※ただし、3・4月は、土・日・祝日の午前8時30分～午後5時も受け付けます。
		口座振替納付をご利用する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の窓口でお申し込みください。 持参物 ○お客様番号の分かる「水道(下水道)使用水量等のお知らせ」等 ○通帳、○お届け印 ・静岡銀行、清水銀行、しずおか焼津信用金庫、静清信用金庫、ゆうちょ銀行、清水農業協同組合、静岡市農業協同組合からの口座振替をご希望の場合には、水道事務所窓口でお申し込みも可能です。 持参物 ○対象金融機関のキャッシュカード、○顔写真付きの身分証明書、 ○使用者・支払者以外の方が申し込む場合は委任状 ただし、市内の他住居で口座振替をご利用されていた方は、名義変更をした住居でも引き続き同じ口座をご利用いただけます。名義変更のお申し込みの際、一緒にお申し込みください。 詳細は、上記【上下水道お客様サービスセンター】にお問合せください。
2階 動物愛護 センター	動物愛護 第2係	犬の飼い主として登録している方が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・電話連絡可。(犬が死亡した場合も連絡してください。) <p>(問合せ先) 動物愛護センター</p> <p style="text-align: right;">※市外局番(054)</p> <p>静岡市清水区役所2階 動物愛護第2係(清水区) 354-2403</p> <p>静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号 蒲原支所 地域振興係 (清水区蒲原・由比) 385-773</p> <p>○ 静岡市葵区産女953番地 動物愛護第1係(葵区・駿河区) 278-6409</p>

☆は蒲原市民センターにおける担当窓口

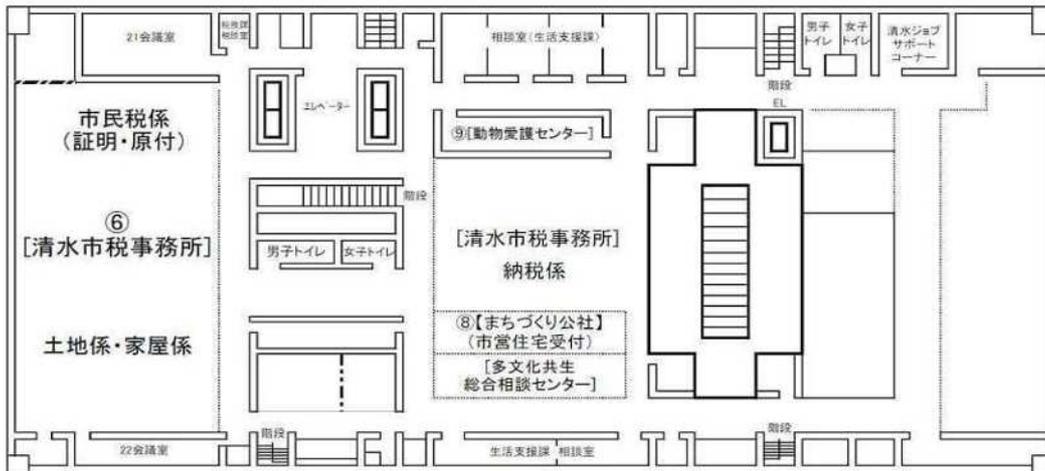
申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など (下線は持参するもの)												
<清水庁舎外>															
市立図書館各館		図書館カードの交付を受けている方が死亡した場合	<p>図書館カードを預かっている家族が届け出てください。</p> <p>〔図書館 問合せ先〕※市外局番(054)</p> <table border="0"> <tr> <td>清水中央図書館 354-1331</td> <td>御幸町図書館 251-1868</td> <td>長田図書館 259-7878</td> </tr> <tr> <td>清水興津図書館 360-4311</td> <td>薬科図書館 278-4100</td> <td>北部図書館 653-1817</td> </tr> <tr> <td>蒲原図書館 388-3456</td> <td>南部図書館 288-2151</td> <td>麻機分館 248-5035</td> </tr> <tr> <td>中央図書館 247-6711</td> <td>西奈図書館 265-2556</td> <td>美和分館 296-6501</td> </tr> </table>	清水中央図書館 354-1331	御幸町図書館 251-1868	長田図書館 259-7878	清水興津図書館 360-4311	薬科図書館 278-4100	北部図書館 653-1817	蒲原図書館 388-3456	南部図書館 288-2151	麻機分館 248-5035	中央図書館 247-6711	西奈図書館 265-2556	美和分館 296-6501
清水中央図書館 354-1331	御幸町図書館 251-1868	長田図書館 259-7878													
清水興津図書館 360-4311	薬科図書館 278-4100	北部図書館 653-1817													
蒲原図書館 388-3456	南部図書館 288-2151	麻機分館 248-5035													
中央図書館 247-6711	西奈図書館 265-2556	美和分館 296-6501													
静岡庁舎新館13階 廃棄物対策課	浄化槽推進係	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿くみ取りが廃止になる場合 ・し尿くみ取りをしている家庭で人数が減った場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族が届け出てください。 ・電話での届け出も可能です。(054-221-1264) 												
静岡庁舎新館15階 戸籍管理課 054-221-1297	霊園・斎場係	愛宕・沓谷・沼上霊園の利用者(名義人)が死亡した場合(墓地利用権承継申請)	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡届の提出後、必要書類等確認のため、戸籍管理課霊園・斎場係へご連絡ください。(遺族の中で、当該墓地を中心となって祀っていくべき立場の方が届け出てください。) ・後日、次のものを提出または郵送していただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ○市営墓地利用権承継申請書、○市営墓地利用許可証 ○世帯全員の住民票・戸籍全部事項証明(謄本) ○名義人の死亡が確認できる戸籍全部事項証明(謄本)又は除籍謄本 ○承継者と名義人との関係がわかる戸籍、○必要に応じて同意書等 												
		市営納骨堂の期限付き利用者が死亡した場合(納骨堂利用権承継申請)	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡届の提出後、必要書類等確認のため、戸籍管理課霊園・斎場係へご連絡ください。(遺族の中で、納骨堂に収蔵されている遺骨を中心となって祀っていくべき立場の方が届け出てください。) ・後日、次のものを提出または郵送していただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ○市営納骨堂利用権承継申請書、○納骨堂期限付利用許可証 ○世帯全員の住民票・戸籍全部事項証明(謄本) ○名義人の死亡が確認できる戸籍全部事項証明(謄本)又は除籍謄本 ○承継者と名義人との関係がわかる戸籍、○必要に応じて同意書等 												
静岡庁舎新館13階 森林経営管理課	事業推進係	森林の土地を相続した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・森林法第5条に該当する山林の相続が発生した場合、所有者となった日から90日以内に、新たに森林の土地の所有者となった方に森林の土地の所有者届出書及び下記添付資料2点を提出または郵送していただきます。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。 添付資料①その森林の土地を示す図面(任意の図面) 添付資料②その土地の登記完了証または登記事項証明書(写し可)、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど、権利を取得したことがわかる書類 (森林法第5条の該当箇所については静岡県森林クラウド公開システムで確認できます) 〔連絡先〕森林経営管理課 事業推進係 054-221-1605 												
葵消防署6階 (静岡市葵区追手町6番2号) 農業委員会事務局		農業者年金の受給者が死亡した場合	国民年金の手続き後、農政係へお問合せください。(054-266-7232)												
		農地を相続した場合	相続登記の完了後に、農政係へお問合せください。(054-266-7232)												

<清水庁舎関係課平面図> 令和8年1月現在

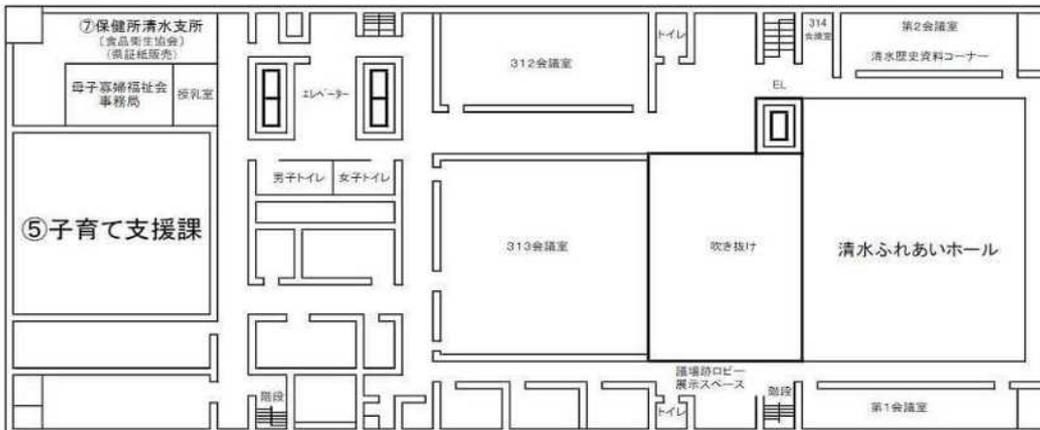
1 階

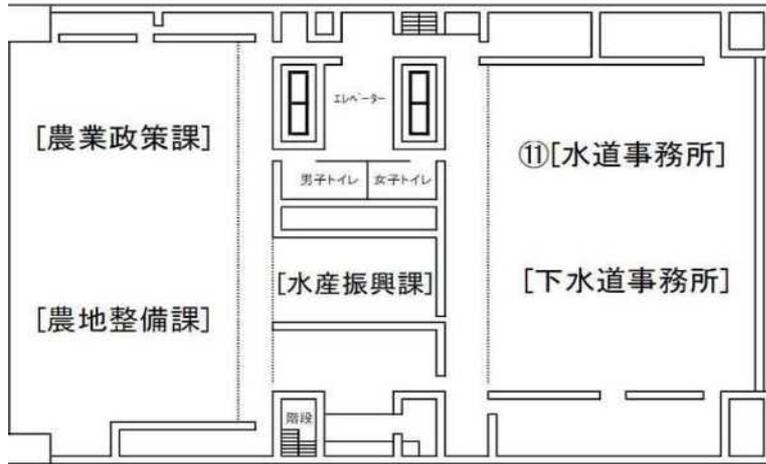
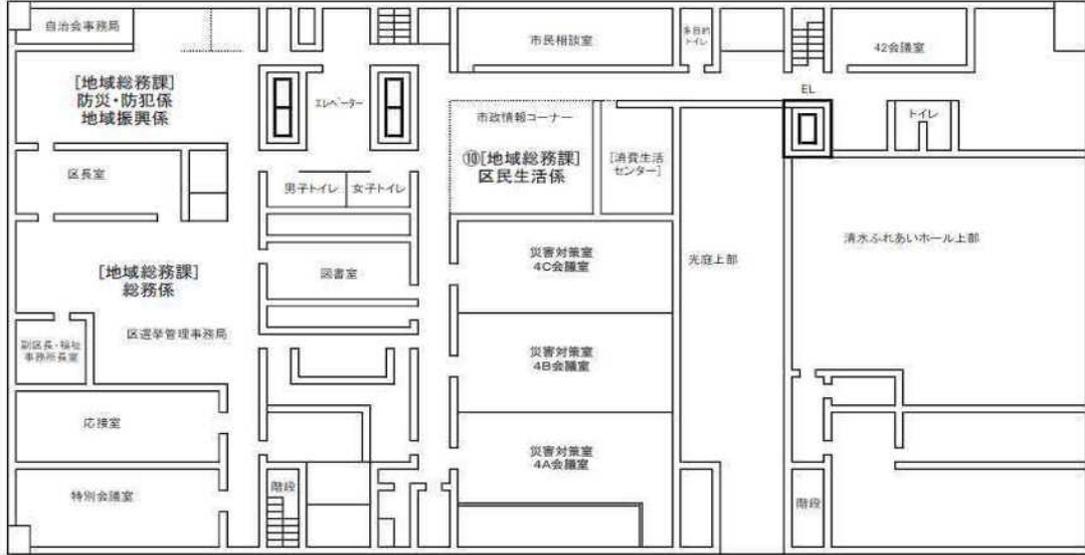


2 階



3 階





区役所・市役所以外での主な手続きと連絡先

国・県等への手続き

運転免許証の返還	静岡中央警察署 静岡南警察署 清水警察署 中部運転免許センター	054-250-0110 054-288-0110 054-366-0110 054-272-2221
普通自動車・バイク(125cc超)の廃車・名義変更	静岡運輸支局 登録・検査担当	050-5540-2050
軽自動車の廃車・名義変更 国税(所得税・相続税)	軽自動車検査協会 静岡事務所 静岡税務署 清水税務署	050-3816-1776 054-252-8111 054-355-2360
県税	静岡財務事務所	054-286-9112
不動産登記	静岡地方法務局 静岡地方法務局 清水出張所	054-254-3555 054-351-4481
遺言書・相続放棄	静岡家庭裁判所	054-273-8768

区役所・市役所以外の主な手続き

厚生年金(遺族年金・未支給年金等)	静岡年金事務所 054-203-3707 清水年金事務所 054-353-2233
生命保険等の保険金請求等	加入していた生命保険会社にお問い合わせください。
預貯金口座のお手続き	各金融機関にお問い合わせください。
クレジットカードの解約等	契約しているクレジット会社にお問い合わせください。
電話(固定電話・携帯電話)	契約をしている会社にお問い合わせください。
電気・ガス料金等	契約をしている各会社にお問い合わせください。
NHK受信料	フリーダイヤル 0120-15-1515
インターネットの解約等	契約をしている会社にお問い合わせください。